

2016年度 事業報告書

2016年 4月 1日から 2017年 3月 31日まで

特定非営利活動法人ASIAN PEOPLE 'S FRIENDSHIP SOCIETY

1 事業の成果

2016年度は、設立からこれまで団体の根幹を担ってきた相談事業、またその事業を底上げする相談員等の育成に力を入れた。従前どおりの在住外国人を対象としたワンストップ型相談事業を継続し、それに加え12月と1月に「外国人相談ホットライン」事業も行った。ホットラインでは全国から問い合わせがあり、普段以上にバラエティに富んだ相談内容、相談者の国籍の広がりなどが見られた。相談員等の育成では、当団体のボランティア数名を相談員として本格的に育成する事業を2017年度まで継続して行っている。また、日本人が一方向的に外国人を支援するのではなく、外国人当事者同士でもお互いを助け合えるような社会を目指し、外国人住民を対象とした「外国出身コミュニティーリーダー育成講座」を実施し、参加者はビザや仕事に関する知識を学んだ。

相談事業を通し今ある外国人問題をすくい上げ、法務省へ要望の申し入れを行ったり、声明文を表明するなどの提言活動も積極的に行った。特に在留特別許可の恣意的な運用に関しては、弁護士などの専門家や在特希望者を支援する市民らとともに意見交換会を集中的に行い、1月には継続して活動していく市民懇親会を発足させた。

2010年から継続しているガーナ国籍男性の送還事件に関しては、国賠訴訟の上告敗訴が11月に確定し、支援活動を終了した。例年通り無料健康診断は8月に行ない、在住外国人の健康状態の把握、ニーズを知ることができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
多民族・多文化社会を目指したシンポジウムや文化交流イベントの開催による啓発事業	非正規外国人ミーティングの実施	2016年1月	板橋区内施設	5人	関東在住非正規外国人約40人	60
在住外国人の基本的な人権擁護のための提言活動	法律案に対する声明文の表明	2016年5月	当団体事務所	3人	在住外国人不特定多数	170
	法務省要望行動	2016年10月	法務省	7人	在住外国人不特定多数	
	在住外国人の人権擁護のための裁判支援活動	2016年11月	板橋区内の団体事務所	3人	在住外国人不特定多数	
在住外国人に関する調査・研究事業	外国人材ニーズ調査事業	2016年6～2017年3月	都内300か所にアンケート用紙を郵送し実施	10人	外国人材不特定多数及び潜在雇用先	437
在住外国人を対象とした無料検診の実施	医療機関にアクセスすることが困難な外国人に対して国際医療ボランティア組織と協働で無料健康診断実施	8月	板橋区内施設	10人	関東在住外国人50人	60

在住外国人に対する相談事業	東京都及び周辺在住の外国人を対象に来所、電話、メール等による生活、在留等の相談事業	月から土までの毎日。初回来所相談は土曜日	板橋区内の団体事務所	15人	関東在住の外国人。年間約1000人	5506
	シニアボランティアから相談員へ外国人相談・相談員育成事業の実施	2017年3月～	板橋区内施設	10人	シニアボランティア2名及び潜在的相談者不特定多数	
	「外国出身コミュニティリーダー育成講座」の実施	2016年9～2017年3月	板橋区内施設	8名	関東在住外国人約30名	
	「外国人相談ホットライン」の実施	2016年12月2017年1月	当団体事務所	10人	在住外国人約100名	
国内外の関連団体との情報交換及びネットワーク構築事業	在留特別許可に係る意見交換会の実施及び市民懇親会の発足	2016年9・10・12月 2017年1・3月	板橋区内施設及び立教大学		在特希望外国人不特定多数	56